

○白山市白山菊酒等の普及の促進に関する条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の伝統産品である白山菊酒等による乾杯の習慣を広めることにより、白山菊酒等の普及の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「白山菊酒等」とは、酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件(平成 27 年 10 月 30 日国税庁告示第 19 号)に規定する清酒の産地である白山市において生産され、「白山」を指定産地名として地理的表示の保護を受けた清酒をいう。

(市の役割)

第 3 条 市は、白山菊酒等の普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 4 条 白山菊酒等の生産を業として行う者は、白山菊酒等の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第 5 条 市民は、市及び事業者が行う白山菊酒等の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 21 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。